

札幌市定山溪自然の村の使用承認に係る処分基準

条例第 3 条第 1 項の規定に定める定山溪自然の村（以下「施設」という。）の使用の承認を行った場合において、使用の承認を取り消し、使用の承認の条件を変更し又は使用の停止を命ずる場合の処分基準については、本表基準による。

処分の範囲	処 分 基 準
（使用の承認の 取消し等） 条例第 8 条関係 （入場の制限等） 条例第 9 条関係	<p>1 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の使用しようとする内容が、次の各号に掲げる使用の承認の取消し事由のいずれかに該当している場合。</p> <p>(1) 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用承認書に記載されている使用目的に違反して使用するなど、施設の設置目的等に著しく違反して使用のおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 使用者が使用承認書を他の者に転貸し、又はその権利を譲渡したとき。</p> <p>(3) 使用者が条例に規定する使用料金を納付しないとき。</p> <p>(4) 災害、事故その他非常の事態の発生により、建物の修繕や施設設備の修理を緊急に要するなど施設の使用が不可能となったとき。</p> <p>(5) 非常災害時の避難場所等、緊急に市民等を対象とする公益上の施策・事業で施設を使用する必要が生じたとき。</p> <p>(6) 災害、事故その他非常の事態の発生により、建物の改修や機械・設備等の修理を緊急に要し、これにより施設の使用が不可能となったとき。</p> <p>(7) その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。</p>
（行為の禁止） 条例第 10 条関係	<p>1 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の使用しようとする内容が、次の各号に掲げる使用の承認の変更又は使用の停止等の事由のいずれかに該当している場合。</p> <p>(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。</p> <p>(3) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。</p> <p>(4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(6) 所定の場所以外で喫煙すること。</p> <p>(7) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てること。</p> <p>(8) 所定の場所以外に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p>(9) 物品その他の物を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。</p> <p>なお、販売行為に類する行為については、次に掲げる事項に該当すると認められる場合に限り、これを認めることとする。</p> <p>ア 研修会等のテキスト及び実習等で使用する材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布するとき。</p>

処分の範囲	処 分 基 準
<p>(使用の禁止又は制限) 条例第 11 条関係</p>	<p>イ 官公署又はその委託を受けた団体が行政啓発を目的に販売又は金品の寄付募集等の行為を行うとき。</p> <p>ウ 札幌市又は教育委員会が委嘱又は指導育成している団体が、教育委員会が公益上特に必要と認めた事業の一環として販売又は金品の寄付募集等の行為を行うとき。</p> <p>(10) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。</p> <p>(11) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(12) その他委員会が自然の村の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為</p> <p>1 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の使用しようとする内容が、次の各号に掲げる使用の禁止又は使用の制限事由のいずれかに該当している場合。</p> <p>(1) 自然の村の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められるとき。</p> <p>(2) 自然の村に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。</p>